

○岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例

平成19年2月1日  
広域連合条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びに議会の議員を除く特別職の職員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬の額)

第2条 議員報酬及び報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(議員報酬及び報酬の支給方法)

第3条 日額による報酬は、勤務の都度支給する。ただし、勤務の都度支給することについて支障のある場合には、別に定める方法により支給することができる。

2 議員報酬及び年額による報酬は、その職についた月から支給し、その職を離れたときは、その月まで支給する。ただし、月を同じにして職に異動を生じたときは、その月から新たな職に対する議員報酬又は報酬を支給する。

3 議員報酬及び年額による報酬は、その年度分を3月に支給する。

4 前項の規定にかかわらず、年度の中途において退職、失職又は死亡したときは、その都度支給する。

第4条 議員報酬又は年額による報酬を受ける者が、年度の中途において就任又は退職、失職若しくは死亡したときの議員報酬又は報酬の額は、月割計算による。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 特別職の職員が議会の定例会若しくは臨時会、又は選挙管理委員会、監査若しくは情報公開・個人情報保護審査会の会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の旅費は、第1項の規定にかかわらず、車賃とする。ただし、公有自動車を使用したときは、これを支給しない。

(鉄道賃等の額)

第6条 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃の額は、一般職の職員の例による。

(日当等の額)

第7条 日当及び宿泊料の額は、別表2のとおりとする。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメー

トルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

- 4 県内における旅行の場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前3項の規定にかかわらず、日当は支給しない。
- 5 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(旅費の支給方法等)

第8条 前3条に定めるもののほか、旅費の支給方法その他特別職の職員の旅費については、一般職の職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日広域連合条例第30号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日広域連合条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日広域連合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		議員報酬・報酬の額
議会	議長	年額 42,000円
	副議長	年額 36,000円
	議員	年額 30,000円
広域連合長		年額 84,000円
副広域連合長		年額 72,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 5,000円
	委員	日額 4,000円
監査委員	識見者	年額 36,000円
	議会選出	年額 24,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 5,000円

別表第2（第7条関係）

日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）
3,000円	15,000円